

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案要綱

第一 子ども・子育て支援法の一部改正

一 目的及び定義の改正

1 法の目的及び「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現及び環境の整備を追加するものとする。 (第一条及び第七

七条第一項関係)

2 妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付を子ども・子育て支援給付として追加するものとする。 (第八条関係)

二 妊婦のための支援給付の創設

1 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とするものとし、妊婦であつて、日本国内に住所を有するものに対して行うものとする。 (第十条の二及び第十条の八関係)

2 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中

の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。 (第十条の三関係)

3 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定 (以下この二において「妊婦給付認定」という。) を受けなければならないものとする。 (第十条の九第一項関係)

4 市町村は、妊婦給付認定を受けた者 (以下この4及び5において「妊婦給付認定者」という。) に対し、妊婦支援給付金を支給するものとし、妊婦支援給付金の額は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に一を加えた数に五万円を乗じて得た額とするものとする。 (第十条の十二第一項及び第二項関係)

5 妊婦支援給付金のうち、五万円は妊婦給付認定後遅滞なく支払い、4により算定した額から五万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての届出があった日以後に支払うものとし、妊婦支援給付金は、現金その他確実な方法により支払うものとする。 (第十条の十四関係)

三 乳児等のための支援給付の創設

1 乳児等のための支援給付は、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給とするものとする

こと。(第三十条の十二関係)

2 乳児等のための支援給付は、現に施設型給付費等を受けておらず、かつ、子ども・子育て支援法第七條第十項第四号ハの政令で定める施設を利用していない満三歳未満の小学校就学前子ども(以下この三において「支給対象小学校就学前子ども」という。)の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援(市町村長の確認を受けた乳児等通園支援を行う事業所を行う乳児等通園支援をいう。以下この三において同じ。)の利用について行うものとする。 (第三十条の十

四関係)

3 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、市町村に対し、当該支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定(以下この三において「乳児等支援給付認定」という。)を申請し、その認定を受けなければならないものとする。 (第三十条の十五第一項関係)

4 市町村は、乳児等支援給付認定に係る保護者が、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子どもについて、特定乳児等通園支援を利用したときは、当該保護者に対し、乳児等支援給付費

を支給するものとする。 (第三十条の二十第一項関係)

5 乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額) に当該月に乳児等支援給付費認定に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間 (当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定める時間を超えるときは、当該時間) を乗じた額とするものとする。

(第三十条の二十第三項関係)

6 乳児等支援給付費認定に係る保護者は、3による申請をした日から当該乳児等支援給付費認定の効力が生じた日の前日までの間 (以下この6及び7において「申請中期間」という。) に当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した場合であって、申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することがやむを得ないと認められる事由があるときは、特定乳児等通園支援に要した費用について、特例乳児等支援給付費の支給を受けることができるものとする。 (第三

十条の二十一第一項関係)

7 特例乳児等支援給付費の額は、5の基準により算定した一時間当たりの費用の額(その額が現に当該特定乳児等通園支援に要した一時間当たりの費用の額を超えるときは、当該額)に乳児等支援給付認定に係る保護者が申請中期間に申請に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間(当該時間が十時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定める時間を超えるときは、当該時間)を乗じた額とするものとする。 (第三十条の

二十一第二項関係)

8 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができるものとする。この確認は、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援を行う事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行うものとする。 (第五十四条の二第一項及び第二項関係)

四 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

1 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後五月以内に、当該事

業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この四において同じ。）を当該施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。（第五十八条第二項関係）

2 都道府県知事は、1による報告を受けた後、特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を当該小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために必要な事項を公表しなければならないものとする。こと。（第五十八条第三項関係）

3 都道府県知事は、1により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。こと。（第五十八条第四項関係）

五 地域子ども・子育て支援事業

1 市町村が地域子ども・子育て支援事業として行うこととされている、地域の子ども・子育て支援に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜

の提供を総合的に行う事業の対象者に、妊婦及びその配偶者を加えるものとする。 (第五十九条

第一号関係)

2 母子保健法に規定する産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業として位置付けるものとする。 (第五十九条第十四号関係)

六 仕事・子育て両立支援事業

政府は、子どもを養育する者の出生後休業の取得及び育児時短就業を促進するため、仕事・子育て両立支援事業として、雇用保険法の規定による出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を行うものとする。 (第五十九条の二第二項関係)

七 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業

政府は、子どもを養育する者の働き方及び生活様式の多様化を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業の対象とならない者の子育てに対する支援の充実を図るため、働き方等の多様化に対応した子育て支援事業として、一歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対して国民年金法の定めるところによる経済的支援を行うものとする。 (第五十九条の三関係)

八 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画について、内閣総理大臣が定める基本的な指針に定める事項として、乳児等のための支援給付及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業の実施に関する基本的事項を追加するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定める事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容その他必要な事項を追加すること。（第六十条から第六十二条まで関係）

九 費用の支弁等

1 市町村の支弁として、妊婦支援給付金の支給に要する費用並びに乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用を追加するものとする。 （第六十五条第一号及び第五号の二関係）

2 1の妊婦支援給付金の支給に要する費用については、その全額につき、5による国からの交付金をもって充てるものとする。 （第六十六条の四第一項関係）

3 1の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用については、その八分の一に相当する額につき4による都道府県からの交付金を、四分の三に相当する額につき6による国からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の八分の一に相当する額を市町村が負担するものとする。 (第六十六条の四第二項関係)

4 都道府県は、1の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用の額の八分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付するものとする。 (第六十七条第三項関係)

5 国は、市町村に対し、1の妊婦支援給付金の支給に要する費用に充当させるため、子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付するものとする。 (第六十八条第一項関係)

6 国は、市町村に対し、1の乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に充当させるため、当該費用の額の四分の三に相当する額を交付するものとする。この場合において、国が交付する交付金のうち、当該費用の額の四分の一に相当する額は国が負担し、当該費用の額の二

分の一に相当する額は支援納付金を原資とするものとする。 (第六十八条第四項関係)

十 抛借金

1 満三歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等負担対象額に対し抛借金をもって充てる割合の上限を、五十分の十一に引き上げるものとする。 (第六十六条の三第一項関係)

2 抛借金率の上限を、千分の四・〇に引き下げるものとする。 (第七十条第二項関係)

十一 支援納付金の徴収等

1 政府は、次に掲げる費用のうち国が負担する部分等を除いた部分 (以下「支援納付金対象費用」という。)に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等 (全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。以下この十一において同じ。)から、支援納付金を徴収するものとする。 (第七十一

条の三第一項関係)

(一) 九の5による交付金の交付に要する費用

(二) 九の6による交付金の交付に要する費用

- (三) 児童手当法の規定による国から市町村に対する交付金の交付に要する費用
- (四) 雇用保険法に規定する出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の支給に要する費用
- (五) 第九の三の国民年金法の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用
- (六) 十三の三の子ども・子育て支援特例公債等（以下この(六)において「子ども・子育て支援特例公債等」という。）の償還金、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

2 健康保険者等は、支援納付金を納付する義務を負うものとする。こと。（第七十一条の三第二項関係）

3 1により各健康保険者等から毎年度徴収する支援納付金の額は、当該年度（以下この3において「徴収年度」という。）の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とするものとする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額

に満たないときは、徴収年度の概算支援納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とするものとする。 (第七十一条の四第一項関係)

4 各年度における3の概算支援納付金の額は、健康保険者等の区分に応じ、支援納付金対象費用の予定額から、それぞれ定める按分方法により算定される額とするものとする。 (第七十一条の五第一項関係)

5 各年度における3の確定支援納付金の額は、健康保険者等の区分に応じ、支援納付金対象費用の額から、それぞれ定める按分方法により算定される額とするものとする。 (第七十一条の六第一項関係)

6 内閣総理大臣は、毎年度、健康保険者等に対し、当該年度に当該健康保険者等が納付すべき支援納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならないものとする。 (第七十一条の八関係)

7 内閣総理大臣は、健康保険者等が、納付すべき期限までに支援納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならないものとし、当該健康保険者等が当該期限までに当該督促に係

る支援納付金及び8による延滞金を完納しないときは、国税滞納処分 の例により当該支援納付金及び延滞金を徴収することができるものとする。 (第七十一条の九第一項及び第三項関係)

8 7により支援納付金の納付を督促したときは、内閣総理大臣は、その督促に係る支援納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。 (第七十一条の十第一項関係)

9 健康保険者等は、内閣総理大臣に対し、毎年度、加入者等の数その他の事項を報告しなければならないものとする。 (第七十一条の十二関係)

十二 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等

1 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができるものとする。 (第七十一条の十四第一項関係)

- (一) 支援納付金の徴収
- (二) 十一の7による督促
- (三) 十一の8による延滞金の徴収

2 社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができるものとする。 (第七十一条の十五第一項関係)

(一) 1により行うこととされた事務を行うこと。

(二) (一)に附帯する業務を行うこと。

十三 子ども・子育て支援特例公債

1 政府は、令和六年度から令和十年度までの各年度に限り、財政法の規定にかかわらず、支援納付金対象費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、子ども・子育て支援特別会計の負担において、公債を発行することができるものとする。 (第七十一条の二十

六第一項関係)

2 1による公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができるものとする。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される子ども・子育て支援特例公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とするものとする。

(第七十一条の二十六第二項関係)

3 子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債（十四において「子ども・子育て支援特別公債等」という。）については、令和三十三年度までの間に償還するものとする。 （第七十一条の二十七関係）

十四 雑則

1 支援納付金対象費用、子ども・子育て支援特別公債等の発行及び償還並びに支援納付金に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定において経理するものとする。

（第七十一条の二十九関係）

2 内閣総理大臣は、支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならないものとする。 （第七十一条の三十関係）

十五 罰則

罰則について所要の規定の整備を行うこと。 （第七十七条の二から第七十九条まで及び第八十条の二から第八十二条まで関係）

十六 その他所要の改正を行うこと。

第二 健康保険法の一部改正

一 全国健康保険協会（第三の四において「協会」という。）の行う業務に、支援納付金の納付に関する業務を追加するものとする。こと。（第七条の二第三項関係）

二 国庫が事務の執行に要する費用を負担する健康保険事業の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加するものとする。こと。（第百五十一条関係）

三 保険者等が保険料を徴収して充てる健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。こと。（第百五十五条第一項関係）

四 各被保険者の標準報酬月額等に一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を一般保険料等額とするものとする。こと。（第百五十六条第一項関係）

五 子ども・子育て支援金率は、各年度において全ての健康保険の保険者が納付すべき支援納付金の総額を当該年度における全ての健康保険の保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、健康保険の保険者が定めるものとする。こと。（第百六十条の二第一項関係）

十條の二第一項關係)

- 六 健康保険組合連合会が行う健康保険組合に対する交付金の交付の事業の調整対象となる費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (附則第二条第一項関係)
- 七 その他所要の改正を行うこと。

第三 船員保険法の一部改正

- 一 国庫が事務の執行に要する費用を負担する船員保険事業の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加するものとする。 (第百十二条第二項関係)
- 二 厚生労働大臣が保険料を徴収して充てる船員保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第百十四条第一項関係)
- 三 各被保険者の標準報酬月額等に一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を一般保険料等額とするものとする。 (第百十六条第一項関係)
- 四 子ども・子育て支援金率は、各年度において協会が納付すべき支援納付金の額を当該年度における被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が決定するものとする。 (第百二十二条の二第一項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第四 児童福祉法の一部改正

一 妊婦等包括相談支援事業の創設

1 児童福祉法の事業の定義に、妊婦等包括相談支援事業として、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この1において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の措置を講ずることに
より、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業を位置付けるものとする。 （第六条の三

第二十二項関係）

2 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、妊婦等包括相談支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとし、当該事業により要支援児童等を把握したときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。 （第二十条の九及び第二十一条の十の二第一項関係）

3 市町村は、母子保健法の規定による指導に併せて、妊婦等包括相談支援事業を行うことができるも

のとする事。 (第二十一条の十の二第二項関係)

4 市町村は、妊婦等包括相談支援事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の者に委託することができるものとする事。 (第二十一条の十の二第三項関係)

5 市町村は、妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならないものとする事。 (第二十一条の十の三関係)

二 乳児等通園支援事業の創設

1 児童福祉法の事業の定義に、乳児等通園支援事業として、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業を位置付けるものとする事。 (第六条の三第二十三項関係)

2 市町村は、乳児等通園支援事業を行うことができるものとする事。また、国、都道府県及び市町村以外の者は、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるものとする事。

(第三十四条の十五第一項及び第二項関係)

3 市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。市町村長は、乳児等通園支援事業がこの基準に適合しないと認められるに至ったときは、乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告するとともに、当該乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができるものとする。 (第三十四条の十六第一項及び第三十四条の十七第三項関係)

4 乳児等通園支援事業を行う者が、児童福祉法若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、2の認可を取り消すことができるものとする。

(第五十八条第二項関係)

三 要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携

要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会が協働

して効果的に支援を行うことができるよう、子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとすること。（第二十五条の二第六項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第五 地方税法の一部改正

一 国民健康保険税における支援納付金の徴収等

1 市町村が被保険者の属する世帯の世帯主から国民健康保険税を徴収して充てる当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 （第七百三条の四第一項第一号関係）

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものとする。 （第七百三条の四第二項第四号関係）

3 国民健康保険税の標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次の(一)に掲げる額の見込額から(二)に掲げる額の見込額を控除した額とするものとする。ただし、国民健康保険税の減免を行う場合には、(一)に掲げる額の見込額から(二)に掲げる額の見込額を控除した額に(三)に掲げる額の見込額を合算し

た額とすることができるものとする。 (第七百三条の四第二十八項関係)

(一) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。(二)において同じ。)の額

(2) 二の二の基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(二) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(1) 国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同法の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入の額

(三) 当該年度における子ども・子育て支援納付金課税額の減免の額の総額

4 標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。 (第七百三条の四第二十九項関係)

(一) 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

(二) 所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

(三) 所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち子ども・子育て支援納付金課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯(三)までに掲げる標準子ども・子育て支援納付金課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額とするものとする。 (第七百三条の四第

三十項関係)

6 5の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができないものとする。 (第七百三条の四第三十七項関係)

二 国民健康保険税の減額

1 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合、又は国民健康保険税の納税義務者若しくはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する十八歳以上被保険者均等割額を減額するものとする。 (第七百三条の五第一項及び第三項関係)

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する一の5の被保険者均等割額を減額するものとする。 (第

七百三条の五第四項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第六 私立学校教職員共済法の一部改正

一 短期給付等事務に、支援納付金に係る掛金の徴収を追加するものとする。 (第二十二條第二項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第七 国家公務員共済組合法の一部改正

一 国家公務員共済組合の業務

国家公務員共済組合 (以下この第七において「組合」という。) が行う業務に、支援納付金の納付に関する業務を追加するものとする。 (第三條第四項関係)

二 育児休業支援手当金の創設

1 組合員が、対象期間内に育児休業等をした場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、育児休業支援手当金として、対象期間内に当該育児休業等をした日一日につき標準報酬の日額

の百分の十三に相当する金額を支給するものとする。 (第六十八条の三第一項関係)

(一) 対象期間内にした育児休業等の日数が通算して十四日以上であるとき。

(二) 当該組合員の配偶者が当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき (当該配偶者が当該子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して十四日以上であるときに限る。)。

2 組合員が次のいずれかに該当する場合には、1の(一)の要件に該当するときに育児休業支援手

当金を支給するものとする。 (第六十八条の三第二項関係)

(一) 配偶者のない者その他財務省令で定める者である場合

(二) その配偶者が雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合

(三) その配偶者が当該育児休業等に係る子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間内において労働基準法の規定による休業その他これに相当する休業 (以下「産後休業」という。)をした場合

(四) (一)から(三)までに掲げる場合のほか、その配偶者が当該育児休業等に係る子を養育するための休業

をすることができない場合

3 1の「対象期間」は、組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業をしなかったときはその子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間、組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業をしたときはその子の出生の日から起算して百十二日を経過する日の翌日まで等の期間とするものとする。 (第六十八条の三第五項関係)

三 育児時短勤務手当金の創設

組合員が、その二歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務として財務省令で定める勤務（以下この三において「育児時短勤務」という。）をした場合において、支給対象月ごとに、当該支給対象月に支払われた報酬の額に百分の十を乗じて得た額の育児時短勤務手当金を支給するものとする。ただし、当該支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額百分の九十に相当する額以上百分の百に相当する額未満であるときは、当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が百分の九十を超える大きさの程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように財務省令で定める率を当該報酬の額に乗じて得た額の育児時短勤務手

当金を支給するものとする。 (第六十八条の五第一項及び第四項関係)

四 支援納付金

1 短期給付等事務に、支援納付金に係る掛金及び負担金の徴収を追加するものとする。 (第四十条第二項関係)

2 組合の給付に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとし、当該費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における3の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにするものとする。 (第九十九条第一項関係)

3 支援納付金の納付に要する費用は、組合員の掛金及び国の負担金をもって充てるものとし、その割合は、掛金百分の五十、国の負担金百分の五十とするものとする。 (第九十九条第二項第三号関係)

4 国は、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要する費用については、当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額を負担するものとする。

(第九十九条第四項第二号関係)

5 支援納付金に係る組合員の標準報酬月額等と掛金との割合は、各年度において全ての組合が納付すべき支援納付金の総額を当該年度における全ての組合の組合員の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、組合が定めるものとする。 (第百条第四項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第八 国民健康保険法の一部改正

一 国の負担

1 国が国民健康保険組合（以下この第八において「組合」という。）に対して事務の執行に要する費用を負担する国民健康保険の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加すること。 (第六十九条

関係)

2 都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国が都道府県に対し負担することとされている額の算定対象に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第七十条第

一項関係)

二 組合に対する補助

国が組合に対し補助することができる額の算定対象に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加するものとする。 (第七十三条第一項関係)

三 都道府県及び市町村の補助及び貸付

都道府県及び市町村が補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第七十五条関係)

四 国民健康保険事業費納付金の徴収

都道府県が国民健康保険事業費納付金を徴収して充てる当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第七十五条の七第一項関係)

五 保険料の徴収

1 市町村が被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収して充てる当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、支援納付金の納

付に要する費用を追加するものとする。 (第七十六条第一項関係)

2 組合が組合員から保険料を徴収して充てる国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第七十六条第二項関係)

六 財政安定化基金

支援納付金の納付に要した費用の額について、財政安定化基金を充てる額の算定に含めるよう所要の規定の整備を行うものとする。 (第八十一条の二第十項関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第九 国民年金法の一部改正

一 被保険者が出産に係る子を養育する場合においては、当該被保険者は、出産予定日から起算して三月を経過した日の属する月から当該出産予定日から起算して十二月を経過した日 (当該日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日) が属する月の前月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとする。 (第八十八条の三第一項関係)

二 被保険者（一の被保険者を除く。）は、子を養育することとなった日の属する月から当該子が一歳に達する日（当該子が一歳に達する日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由が生じたときは、当該事由が生じた日）の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとする。 （第八十八条の三第二項関係）

三 一及び二により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、支援納付金により補填するものとする。 （第八十八条の三第三項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第十 児童扶養手当法の一部改正

一 児童扶養手当の手当額について、第三子以降の加算額を第二子の加算額と同額まで引き上げるものとする。 （第五条第二項関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第十一 地方公務員等共済組合法の一部改正

一 第七の二に準じた改正を行い、育児休業支援手当金を創設するものとする。 （第七十条の三関

係)

二 第七の三に準じた改正を行い、育児時短勤務手当金を創設するものとする。 (第七十条の五関係)

三 支援納付金の費用負担等について、第七の四に準じた改正を行うこと。 (第四十三条第二項及び第四百十三条関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第十二 児童手当法の一部改正

一 施設入所等児童の範囲の拡大

「施設入所等児童」の定義に、次に掲げる児童を追加するものとする。 (第三条第三項第一号及

び第三号関係)

1 児童自立生活援助事業を行う者から児童自立生活援助を受けている児童

2 母子生活支援施設に入所している児童 (児童のみで構成する世帯に属しているものに限る。)

二 児童手当の支給期間の延長

児童手当の支給期間を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までとするものとする。 (第

四条第一項第一号及び第四号関係)

三 所得制限の撤廃

児童手当の支給要件のうち所得制限を撤廃するものとする。 (第五条及び附則第二条関係)

四 児童手当の額

1 個人受給資格者の児童手当

第三子以降算定額算定対象者 (二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者 (児童及び延長者等 (児童福祉法に規定する延長者及びこれに類する者として内閣府令で定めるものをいい、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。)) を除く。)) のうち、個人受給資格者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者として内閣府令で定めるものであって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。)) 及び支給対象児童の人数に応じ、三歳以上児童算定額 (一万円とする。以下この四において同じ。))、三歳未満児童算

定額（一万五千円とする。以下この四において同じ。）及び第三子以降算定額（三万円とする。）により算定した額を支給するものとする。こと。（第六条第一項第一号関係）

2 法人受給資格者の児童手当

三歳以上児童算定額に三歳以上支給対象児童の数を乗じた額と、三歳未満児童算定額に三歳未満支給対象児童の数を乗じた額を合算した額を支給するものとする。こと。（第六条第一項第二号関係）

3 施設等受給資格者の児童手当

三歳以上児童算定額に三歳以上施設入所等児童の数を乗じた額と、三歳未満児童算定額に三歳未満施設入所等児童の数を乗じた額を合算した額を支給するものとする。こと。（第六条第一項第三号関係）

五 児童手当の支払

児童手当については、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。こと。（第八条第四項関係）

六 児童手当に要する費用の負担等

1 児童手当に要する費用の負担

(一) 被用者に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その全額につき2の(一)の国からの交付金をもって充てるものとする。 (第十八条第一項関係)

(二) 被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下この六において同じ。)に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その十五分の十三に相当する額につき2の(二)の国からの交付金を、十五分の一に相当する額につき3の(一)の都道府県からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の十五分の一に相当する額を市町村が負担するものとする。 (第十八条第二項関係)

(三) 被用者及び被用者等でない者に対する三歳以上児童手当の支給に要する費用は、その九分の七に相当する額につき2の(三)の国からの交付金を、九分の一に相当する額につき3の(二)の都道府県からの交付金をもって充てるものとし、当該費用の九分の一に相当する額につき市町村が負担するものとする。 (第十八条第三項関係)

2 国から市町村に対する交付

(一) 政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未

満児童手当に係る部分に充当させるため、当該費用の全額に相当する額を交付するものとする。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の二に相当する額は拠出金を、その五分の三に相当する額は支援納付金を原資とするものとする。 (第十九条第一項関係)

(二) 政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充当させるため、その十五分の十三に相当する額を交付するものとする。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の十五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の五分の三に相当する額は支援納付金を原資とするものとする。 (第十九条第二項関係)

(三) 政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分に充当させるため、その九分の七に相当する額を交付するものとする。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の九分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の三分の一に相当する額は支援納付金を原資とするものとする。 (第十九条第三項関係)

3 都道府県から市町村に対する交付

(一) 都道府県は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分の十五分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため当該額を交付するものとする。 (第十九条の二第一項関係)

(二) 都道府県は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者及び被用者等でない者の三歳以上児童手当に係る部分の九分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため当該額を交付するものとする。 (第十九条の二第二項関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第十三 雇用保険法の一部改正

一 目的の改正

雇用保険の目的に、労働者が子を養育するために所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを追加するものとする。

(第一条関係)

二 育児休業等給付の創設

育児休業等給付は、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付とするものとし、育児休業給付は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金とするものとする。 (第六十一条の六第一項及び第二項関係)

三 出生後休業支援給付の創設

1 被保険者が、対象期間内にその子を養育するための休業（以下この三において「出生後休業」という。）をした場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに、当該被保険者が出生後休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する額に当該被保険者が対象期間内に出生後休業をした日数（その日数が二十八日を超えるときは、二十八日）を乗じて得た額の百分の十三に相当する額の出生後休業支援給付金を支給するものとする。

(第六十一条の十第一項及び第六項関係)

(一) 出生後休業を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったと

き。

(二) 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき。

(三) 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるときに限る。）。

2 被保険者が次のいずれかに該当する場合には、1の(一)及び(二)の要件に該当するときに、出生後休業支援給付金を支給するものとする。こと。（第六十一条の十第二項関係）

(一) 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合

(二) 当該被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合

(三) 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について産後休業等をした場合

(四) (一)から(三)までに掲げる場合のほか、当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子を養育するための休業をすることができない場合

3 1の「対象期間」は、被保険者がその子について産後休業をしなかった場合にあってはその子の出

生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間とするものとし、被保険者がその子について産後休業をした場合にあつてはその子の出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間とするものとする。 (第六十一条の十第七項関係)

四 育児時短就業給付の創設

被保険者が、その二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業（以下この四において「育児時短就業」という。）をした場合において、当該育児時短就業を開始した日前二年間にみなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき等に、支給対象月ごとに、当該支給対象月に支払われた賃金の額に百分の十を乗じて得た額の育児時短就業給付金を支給するものとする。ただし、当該支給対象月に支払われた賃金の額が育児時短就業開始時賃金日額（当該被保険者が育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する額（当該被保険者が育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて、これらの給付金に係る休業終了後引き続き育児時短就業をするときはこれらの給付金に係る休業開始時賃金日額）をいう。以下同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の九十に相当する額以上であるときは、

育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が百分の九十を超える大きさの程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように定めた率を当該賃金の額に乗じて得た額の育児時短就業給付金を支給するものとする。 (第六十一条の十二第一項及び第六項関係)

五 支援納付金

出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用並びにこれらの給付に関する事務の執行に要する経費については、支援納付金をもって充てるものとする。 (第六十八条の二関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第十四 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

一 国が後期高齢者医療広域連合に対して交付する調整交付金の総額に、支援納付金の額の見込額の百分二十の一に相当する額を追加するものとする。 (第九十五条第二項関係)

二 市町村が保険料を徴収して充てる後期高齢者医療に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加するものとする。 (第百四条第一項関係)

三 支援納付金の納付に要した費用の額について、財政安定化基金を充てる額の算定に含めるよう所要の

規定の整備を行うこと。(第百十六条第二項関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第十五 日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

一 事業団が行う業務に、支援納付金の納付に関する業務を追加するものとする。 (第二十三条第二項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第十六 特別会計に関する法律の一部改正

一 令和六年十月一日施行事項

1 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定における歳入項目に、子ども・子育て支援特別公債の発行収入金を加えるものとする。 (第百十一条第五項第一号ホ関係)

2 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定における歳出項目に、以下を加えるものとする。 (第百十一条第五項第二号ニ及びホ関係)

(一) 子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債 (特別会計に関する

る法律の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきその規定により順次起債された借換国債を含む。以下この一及び二において同じ。）の償還金及び利子

(二) 子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

3 子ども・子育て支援法の規定により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特別公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。 (第百十八条の二関係)

4 子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は毎会計年度年金特別会計の子ども・子育て支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れ、事務取扱費の額に相当する金額は年金特別会計の子ども・子育て支援勘定から一般会計に繰り入れなければならないものとする。 (第百十八条の三関係)

1 子ども・子育て支援特別会計を設置するものとする。 (第二条第一項第九号関係)

2 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当法による児童手当並びに子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業並びに雇用保険法による育児休業等給付に関する政府の経理を明確にすることを目的とするものとする。 (第二百二十三条の二関係)

3 子ども・子育て支援特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理するものとし、管理に関する事務は、同会計全体の計算整理に関するものについては内閣総理大臣が、その他のものについては子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が行うものとする。 (第二百二十三条の三関係)

4 子ども・子育て支援特別会計は、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定に区分するものとする。 (第二百二十三条の四関係)

5 子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定における歳入及び歳出について、所要の規定の整

備を行うこと。(第二百二十三条の五関係)

6 労働保険特別会計において経理する雇用保険法による雇用保険事業から、育児休業等給付に係る事業を除くものとする。 (第九十六条関係)

7 子ども・子育て支援特例公債の発行

(一) 子ども・子育て支援特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。 (第二百二十三条の十三関係)

(二) 子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は毎会計年度子ども・子育て支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れ、事務取扱費の額に相当する金額は子ども・子育て支援勘定から一般会計に繰り入れなければならないものとする。

(第二百二十三条の十四関係)

三 令和八年四月一日施行事項

第一の三の乳児等のための支援給付の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第二百二十三条の二、第二百二十三条の五第一項第二号ニ、第二百二十三条の七第一項及び第二百二十三条の十六第一項関係）

四 令和八年十月一日施行事項

第九の一及び二の被保険者の育児期間に係る保険料免除の改正の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第百十一条第二項第一号ニ、第二百二十条第二項第七号、第二百二十三条の五第一項第二号ト及び第二百二十三条の九第一項関係）

五 その他所要の改正を行うこと。

第十七 子ども・若者育成支援推進法の一部改正

一 子ども・若者育成支援の基本理念において、必要な支援を行う対象者に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を追加するものとする。 （第二条第七号

関係）

二 関係機関等による必要な相談、助言等の支援の対象として、家族の介護その他の日常生活上の世話を

過度に行っていると認められる子ども・若者を追加するものとする。 (第十五条第一項関係)

三 子ども・若者支援調整機関は、子ども・若者のうち児童福祉法に規定する要保護児童又は要支援児童であるものに対し、子ども・若者支援地域協議会及び要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。 (第二

十一条第三項関係)

第十八 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の一部改正

子ども・子育て支援法に規定する子育てのための施設等利用給付について、令和十二年三月三十一日までの間、児童福祉法の規定による届出がされた施設であって、子ども・子育て支援法の基準を満たしていないものうち、当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして都道府県知事が指定するものを、当該基準を満たした施設とみなして同法の規定(特定子ども・子育て支援施設等が遵守すべき基準、勧告事由及び確認の取消事由を除く。)を適用するものとする。 (附則第四条関係)

第十九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和六年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 第四及び第十八の一部並びに第十七 公布の日

2 第十 令和六年十一月一日

3 第一、第四、第六、第七及び第十一の一部並びに第十三及び第十六の二 令和七年四月一日

4 第一、第四、第六、第七及び第十一の一部並びに第二、第三、第五、第八、第十四、第十五及び第十六の三 令和八年四月一日

5 第一の一部並びに第九及び第十六の四 令和八年十月一日

二 経過措置及び関係法律の整備等

1 政府は、令和五年十二月二十二日に閣議決定されたことも未来戦略（2）において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革の徹底を図るものとし、支援納付金の導入に当たっては、2の（一）から（三）までに掲げる各年度において、支援

納付金（公費で負担する額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。こと。（附則第四十七条第一項関係）

2 政府は、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この二において同じ。）を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、子ども・子育て支援法第六十九条第一項の規定による拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに支援納付金対象費用に係る財源により賄うものとし、次の（一）から（三）までに掲げる各年度における支援納付金（公費で負担する額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ次の（一）から（三）までに掲げる額を目安とするものとする。こと。また、政府が全世代型社会保障制度改革を推進するに当たって基本とする事項を定めるものとする。こと。（附則第

四十七条第二項及び第三項関係)

- (一) 令和八年度 おおむね六千億円
- (二) 令和九年度 おおむね八千億円
- (三) 令和十年度 おおむね一兆円

3 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。 (附則第四十七条第五項関係)

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果その他の事項を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第四十八条関係)

5 政府は、第二の五の政令を定めようとするときは、1から3までの趣旨を考慮しなければならないものとする。 (附則第四十九条関係)

6 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。
と。(附則第二条から第四十六条まで関係)